設計業務委託現場説明書

業務名称　　鹿児島大学(桜ヶ丘)医歯学総合研究科棟２改修設備設計業務

平成３０年１月

設 計 業 務 委 託 現 場 説 明 書

１．設 計 業 務 名　　鹿児島大学(桜ヶ丘)医歯学総合研究科棟２改修設備設計業務

２．履 行 期 限　　平成３０年　３月３１日（土）
ただし、財政法の定めによる承認を得た場合は、下記の通り延長する予定である。
平成３０年　９月２５日（火）
※Ｉ期の成果品は下記期限までに提出のこと
図面　平成３０年　５月１５日（火）
積算　平成３０年　６月１５日（金）

３．一 般 事 項

現場説明書の適用方法

(1) ・印で始まる事項については，●印を付した事項のみ適用する。

(2) 文中の各欄に数字，文字記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。

(3) ═══印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

４．設計業務委託共通仕様書における読替等

(1) 設計業務委託共通仕様書中（以下「共通仕様書」という。）「調査職員」とあるのは，「監督職員」に読み替えるものとする。

５．業務計画書

共通仕様書に定める業務計画書の内容は次のとおりとする。なお，プロポーザルに付した場合には，業務計画書の提出を省略できる。

(1)　業務実施体制

(2)　管理技術者の経歴等

(3)　主任技術者の経歴等

(4)　協力者の名称，分担業務分野等

６．業務工程表

●提出する。

・提出しない。

(1)　受注者は，設計業務委託契約基準（以下「基準」という。）第 4 に規定する業務工程表には，次の事項を記載しなければならない。

ア　業務工程

イ　発注者が必要に応じて指示するその他の事項

(2)　受注者は，業務工程表の重要な内容を変更する場合は，その理由を明確にし，その都度変更業務工程表を発注者に提出しなければならない。

(3)　受注者は，発注者が指示した事項については，更に詳細な業務工程に係る資料を提出しなければならない。

7．基準の運用

(1)　総則

①　基準第 1 第 3 項に規定する発注者の指示は,設計仕様書を補足するものであって，発注者は，設計仕様書の内容に実質的変更を加えるような指示を受注者に行うことはできない。

②　業務を行うに当たって必要とされる具体的遵守事項，業務の詳細及び発注者が意図する成果物の具体的内容は，設計仕様書に定めるところによるものとする。

(2)　指示及び協議の記録

指示等は，指示簿，連絡簿その他の帳簿に必要な事項を記載し，発注者及び受注者が署名押印することにより書面の交付に代えることができる。

(3)　関連設計業務との調整

①　発注者は，基準第 3 に規定する調整として，契約書若しくは設計仕様書の変更又は業務の中止を伴う調整を行うことはできない。

②　基準第 3 に規定する「必要があるとき」とは，受注者若しくは発注者から設計業務を受注をしている第三者のいずれかからの申出があり発注者が承諾した場合又は発注者が設計業務全体の円滑な実施のために必要と判断した場合をいう。

③　受注者は，基準第 3 に規定する発注者の調整に従ったことを理由として，業務委託料の変更又は必要な費用の負担を発注者に請求することはできない。

(4)　契約の保証について

受注者は，基準第 5 第 1 項に規定する保証を付した場合は，次の各号の一に掲げるいずれかの書面を発注者に提出しなければならない。

①　契約保証金として納付するものが，現金の場合は，保管金領収証書及び契約保証金納付書

ア　保管金領収証書は，(鹿児島銀行鴨池支店) に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払込んで交付を受けること。

イ　保管金領収証書の宛名の欄には，(出納命令役　財務部長　能住 勝德) と記載するように申込むこと。

ウ　業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては，発注者の指示に従うこと。

エ　受注者は，業務完了後，業務委託料の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

②　債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア　債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は，出資の受入れ預り金及び

金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行，信託会社，保険会社，信用金庫，信用金庫連合会，労働金庫，労働金庫連合会，農林中央金庫，商工組合中央金庫，信用協同組合，農業協同組合，水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ　保証書の宛名の欄には，（契約担当役　理事　宮田　裕州）と記載するように申込むこと。

ウ　保証債務の内容は，契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ　保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には，契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。

オ　保証金額は，契約保証金の金額以上とすること。

カ　保証期間は，履行期限を含むものとすること。

キ　保証債務履行請求の有効期間は，保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとすること。

ク　業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては，発注者の指示に従うこと。

ケ　受注者は，銀行等が保証した場合にあっては，業務完了後，発注者から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け，銀行等に返還すること。

③　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア　公共工事履行保証証券とは，保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ　公共工事履行保証証券の宛名の欄には，（契約担当役　理事　宮田　裕州）と記載するように申込むこと。

ウ　証券上の主契約の内容としての工事名の欄には，契約書に記載される業務名が記載されるように申込むこと。

エ　保証金額は，業務委託料の 10 分の 1 の金額以上とする。

オ　保証期間は，履行期限を含むものとすること。

カ　業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては，発注者の指示に従うこと。

④　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア　履行保証保険とは，保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ　履行保証保険は，定額てん補方式を申込むこと。

ウ　保険証券の宛名の欄には，（契約担当役　理事　宮田　裕州）と記載するように申込むこと。

エ　証券上の契約の内容としての工事名の欄には，契約書に記載される業務名が記

載されるように申込むこと。

オ　保険金額は，業務委託料の 10 分の 1 の金額以上とする。

カ　保険期間は，履行期限を含むものとすること。

キ　業務委託料の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては，発注者の指示に従うこと。

(5)　著作権の帰属

受注者は，基準第 7 第 2 項及び第 3 項の規定により講じている措置の内容を発注者に通知しなければならない。

(6)　再委託等

基準第 11 に規定する「その他必要な事項」とは，業務の一部を委任し，又は請け負わせた第三者の住所，当該業務の内容，担当責任者の氏名，資格及び経歴とする。

(7)　特許権等の使用

①　発注者が特許権等の対象となっている実施方法等の使用を指定した場合において，設計仕様書，発注者の指示又は発注者と受注者との協議に特許権等の対象である旨の明示がないときに，受注者がその存在を知ったときは，直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

②　基準第 12 ただし書きの規定により受注者が費用の負担を発注者に請求する場合は，受注者が特許権等を有する第三者と補償条件の交渉等を行う前に発注者と受注者とが協議しなければならない。

(8)　監督職員

発注者は，基準第 13 第 2 項各号に規定する権限を監督職員に委任しない場合は，その内容を受注者に通知しなければならない。当該通知がない場合は，基準第 13 第 2 項各号に規定するすべての権限を監督職員は有するものとみなす。

(9)　管理技術者

①　基準第 14 第 1 項に規定する「その他必要な事項」とは，管理技術者の資格及び経歴その他設計仕様書に定めるものとし，受注者は，通知書に当該資格の資格証又は免許証の写しを添付しなければならない。

②　基準第 14 第 3 項に規定する通知がない場合は，受注者の一切の権限（基準第 14 第 2 項の規定により行使することができないとされた権限を除く。）を管理技術者は行使することができるものとみなす。

(10)　実施報告

①　受注者は，発注者の指示により，業務の実施状況について発注者に報告しなければならない。

②　受注者は，発注者の請求に応じて実施済の業務の成果，業務の進捗状況，今後の残業務内訳及びその工程計画その他必要な事項を付して発注者に報告しなければならない。

(11)　管理技術者等に対する措置請求

①　基準第 16 第 1 項及び第 3 項に規定する「必要な措置」とは，発注者又は受注者が判断する措置で，不適当な行為を繰り返さないための是正措置の指示，当該管理技術者等の交代の請求その他適当な措置をいう。

(12)　業務の中止

基準第 21 第 2 項に規定する「増加費用」とは，中止期間中，業務の続行に備えるため人員，機械器具等を保持するために必要とされる費用，中止に伴い不必要となった人員，機械器具等の配置転換に要する費用，業務を再開するための人員，機械器具等の配置転換に要する費用等をいう。

(13)　履行期間の変更

①　発注者は，受注者から基準第 23 第 1 項に規定する履行期間の延長の請求があった場合は，必要があると認められる範囲で，履行期間の延長を承諾するものとする。

②　基準第 25 第 2 項に規定する「履行期間の変更事由が生じた日」とは，基準第 18 においては，発注者が補修の請求を行った日，基準第 19 第 5 項においては，設計仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し，又は発注者と受注者との協議が行われた日，基準第 20 においては，設計仕様書等の変更が行われた日，基準第 21 第 2 項においては，発注者が業務の一時中止を通知した日，基準第 22 第 3 項においては，基準第 22 第 2 項の設計仕様書等の変更が行われた日，基準第 23 第 2 項においては，発注者が履行期間の延長の請求を受けた日，基準第 24 第 1 項又は第 2 項においては，受注者が履行期間の短縮又は変更の請求を受けた日、基準第 35 の 2 第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

(14)　業務委託料の変更

基準第 26 第 2 項に規定する「業務委託料の変更事由が生じた日」とは，基準第 18 においては，発注者が補修の請求を行った日，基準第 19 第 5 項においては，設計仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し，又は発注者と受注者との協議が行われた日，基準第 20 においては，設計仕様書等の変更が行われた日，基準第 21 第 2 項においては，発注者が業務の一時中止を通知した日，基準第 22 第 3 項においては，基準第 22 第 2 項の設計仕様書等の変更が行われた日，基準第 23 第 2 項においては，受注者が基準第 23 第 1 項の請求を行った日，基準第 24 第 3 項においては，基準第 24 第 1 項又は第 2 項の請求を行った日，基準第 35 の 2 第 2 項においては，受注者が業務の一時中止を通知した日をいう。

(15)　検査

①　受注者は，業務を完了した場合は，設計業務完了通知書とともに成果物を発注者に提出し，基準第 30 第 2 項（基準第 36 第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の検査を受けるものとする。

②　発注者は，基準第 30 第 2 項（基準第 36 第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査に当たっては，受注者に対して書面をもって検査日を通知する。

(16)　業務委託料の支払

業務委託料（前払金を含む。）は，受注者からの適法な支払請求書に応じて財務部から 1 回以内に支払うものとする。

(17)　業務委託料の前払い

保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 第 5 項に規定する保証契約を締結し，当該保証証書を添えて，業務

委託料の「10 分の　3　」以内の額の前払金を請求することができる。

(18)　前払金保証契約

受注者は，第 33 第 4 項の規定により前払金の超過額を発注者に返還した場合は，前払金保証契約の保険金額を減額後の業務委託料の 10 分の 4 を下回らない金額に変更することができる。

(19)　かし担保

基準第 37 第 1 項に規定するかし担保責任は，基準第 30 第 2 項（基準第 36 第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けたことをもって免れるものではない。

(20)　履行遅滞の場合における損害金等

①　基準第 30 第 2 項（基準第 36 第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査に要した日数は，基準第 38 第 2 項に規定する遅延日数に算入しない。

②　履行期間内に業務が完了し，基準第 30 第 2 項（基準第 36 第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する検査に不合格の場合は，当該業務が完了した日から契約書記載の履行期限までの日数は，基準第 38 第 2 項に規定する遅延日数に算入しない。

(21)　発注者の解除権

発注者は，基準第 39 第 1 項第 1 号から第 4 号の規定による契約解除をしようとする場合は，明らかに履行不能と認められる場合を除いて，相当の期間を定めて受注者に催告を行う。

(22)　解除の効果

①　契約が解除された場合は，基準第 42 第 2 項の規定によるときを除いて，契約は遡及的に無効となり，未だ履行されていない発注者及び受注者の義務は消滅する。

②　契約が解除された場合は，基準第 42 第 2 項の規定によるときを除いて，発注者及び受注者は，それぞれ原状回復義務を負う。

８．その他

(1)　公共建築設計者情報サービス（ＰＵＢＤＩＳ）への登録

この業務の受注者は，業務内容等について，あらかじめ監督職員の確認を受け，業務完了後 10 日以内に公共建築設計者情報サービス（ＰＵＢＤＩＳ）に業務カルテ情報として登録すること。

(2)　設計業務成績評定について

この業務は，文部科学省が定めた設計業務成績評定要領（平成 20 年 1 月 17 日付け 19 文科施第 369 号）による設計業務成績評定の対象業務である。

(3)　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

①　国立大学法人鹿児島大学が発注する設計・コンサルティング業務(以下「発注業務」という。)において，暴力団員，暴力団準構成員又は暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という。)による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は，断固としてこれを拒否するとともに，不当介入があった時点で速や

かに警察に通報を行うとともに，捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに，捜査上必要な協力を行った場合には，速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

① 発注業務において，暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は，発注者と協議を行うこと。

(4) 質疑応答

① 現場説明会を実施しない場合

ア 質疑がある場合には提出

書面により平成３０年２月１４日１５時までに鹿児島大学施設部企画課総務係へ提出する。

イ 質疑応答の閲覧日時及び場所

平成３０年２月１６日 ～ 平成３０年２月２０日

鹿児島大学ホームページ（http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chout atsu2/koukoku.html）に掲載する。

~~② 現場説明会を実施する場合~~

~~質疑の提出：書面により平成　　年　　月　　日　　時までに　　大学　　部（課）　　係へ提出する。~~

~~回　　答：平成　　年　　月　　日　　時~~

~~回答場所：~~